

政務活動費にかかる第三者機関について（素案）

1. 名称

品川区議会政務活動費審査会（以下「審査会」という）

2. 設置根拠

品川区議会政務活動費審査会設置要綱を制定する。

3. 構成

(1) 人数：4名

(2) 組織

委員は4名以内とし、学識経験を有する者のうちから任命する。また、会長および会長職務代理を置く。

① 会長 委員の互選により決定する。

② 会長職務代理 会長が指名する委員で、会長に事故等があった場合に会長の職務を代理する。

(3) 報酬

① 会長 26,000円（1回）

② 委員 23,000円（1回）※会長職務代理を含む

(4) 任期

① 委員の任期は、2年とする。

② 再任は妨げない。

4. 所掌事項

(1) 審査事項

審査会は、次の事項について、調査を行い、その結果を報告する。

① 政務活動費の用途に関する事項

② 政務活動費の適正な執行に関する事項

(2) 意見・助言

審査会は、会派、議員、区議会事務局からの相談に応じ、意見・助言を行うことができる。

(3) 意見交換

審査会は、会派代表者または会派の経理責任者と意見交換をすることができる。

5. 権限

審査会は、必要があると認める場合は、会派および議員の政務活動に関する情報の開示を求めることができる。

6. 守秘義務

審査会の委員は、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

7. 会議の公開等

- (1) 審査会は、原則として非公開とする。
- (2) 審査会は、議事録を作成し、保存しなければならない。

8. 庶務

審査会の庶務は、区議会事務局において処理する。

9. その他

- (1) 会議は、年1回以上は開催するものとする。
- (2) 1回あたりの会議時間は概ね2時間以内とする。